



むつ総開審第 3 号
平成 24 年 1 月 20 日

むつ市長 宮下 順一郎 様

むつ市総合開発審議会

会長 星和夫



第 4 次むつ市国土利用計画（案）について（答申）

平成 23 年 11 月 9 日付け、むつ 024～96 をもって諮問のあった第 4 次むつ市国土利用計画（案）について審議した結果、おおむね妥当であると認められますが、別紙のとおり一部、修正意見を付して、ここに答申いたします。

なお、市土利用に当たっては、むつ市長期総合計画の基本理念である「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の実現を目指し、公共の福祉と自然環境の保全及び市民が安全、安心に暮らせるよう適正かつ合理的に進めるよう要望いたします。

修 正 意 見

修 正 後	修 正 前
《目次》 第1章 <u>市土利用</u> に関する基本構想	《目次》 第1章 (略)
《P1》 第1章 <u>市土利用</u> に関する基本構想	《P1》 第1章 (略)
第1節 市土利用の基本方針 1 基本理念 <u>市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、その利用は、市民の生業の基盤となるものであります。</u> <u>よって、市土利用については、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、当市の特性を活かしながら、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われる必要があります。</u>	第1節 (略) 1 (略) <u>市土の利用は、市土が現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、市民の健康で文化的な生活環境の確保と当市の持つ地域性を活かしながら市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、地域住民との協働により、総合的かつ計画的に行われる必要があります。</u>
2 市土の概要 本市は、本州最北端の青森県の北部にある下北半島の中央部に位置し、北は津軽海峡、南は陸奥湾、西は平館海峡と三方を海に囲まれており、東に東通村、南に横浜町、北西に大間町、風間浦村及び佐井村と接する東西約55km、南北約35kmにわたる行政区域863.79km ² を有しています。これは青森県全体の約9.0%を占め、県内で最大の行政区域となっています。	(略) 本市は、本州最北端の青森県の北部である下北半島の中心部に位置し、東に東通村、南に横浜町、北西に大間町、風間浦村及び佐井村と接する東西約55km、南北約35kmにわたる行政区域863.79km ² を有し、これは青森県全体の約9.0%を占め、県内で最大の行政区域となっています。
《P2》 3 市土利用をめぐる基本的条件の変化 今後の <u>市土利用</u> を計画するに当たっては、 <u>次のような</u> 基本的条件の変化を考慮する必要があります。 (中 略) また、中心市街地の活性化を図るとともに大規	(略) 今後の <u>市土の利用</u> を計画するに当たっては、 <u>市土利用をめぐる</u> <u>次のような</u> 基本的条件の変化を考慮する必要があります。 (中 略) また、中心市街地の活性化を図るとともに大規

模集客施設の郊外への立地を抑制することとなる「改正まちづくり3法」の施行等により、全体として市街地の拡大が抑えられるものと見通されます。

4 今回の計画期間内における課題

市土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、今回の計画期間における課題は、（1）市土は限られた資源であることから、有効利用を図りつつ適切に維持管理するとともに、市土の利用目的に応じた区分（利用区分）ごとの土地需要の量的な調整を行うこと、（2）全体として土地利用転換の動きが低下しているという状況を、市土利用の質的向上を推進するための機会ととらえ、市土利用の質的向上を図ること、（3）市土利用の総合的なマネジメントを進め、より良い状態で市土を次世代へ引き継ぐことにより、持続可能な市土管理を行うことです。

《P3》

（1）（略）

利用区分相互の土地利用の転換については、土地利用の不可逆性、生態系など自然が創り出す様々な循環系や景観に影響を与えることなどから、慎重に、計画的に行う必要があります。

（2）（略）

（3）

持続可能な市土管理に関しては、地域において、総合的な観点から市土利用の合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と維持管理、再利用などを含めた視点や、市土利用の質的向上の視点等も踏まえ、地域の実情に即して柔軟かつ能動的に取り組んでいく必要があります。

《P4》

上記の課題への対処に当たっては、都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用の促進を図るとともに、都市的土地利用と自

模集客施設の郊外への立地を抑制することとなる「改正まちづくり3法」の施行等により、全体として市街化圧力が弱まるものと見通されます。

4 （略）

市土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、今回の計画期間における課題は、（1）市土は限られた資源であることから、有効利用を図りつつ適切に維持管理するとともに、市土の利用目的に応じた区分（利用区分）ごとの土地需要の量的な調整を行うこと、（2）全体として土地利用転換の圧力が低下しているという状況を、市土利用の質的向上を推進するための機会ととらえ、市土利用の質的向上を図ること、（3）市土利用の総合的なマネジメントを進め、より良い状態で市土を次世代へ引き継ぐことにより、持続可能な市土管理を行うことです。

（1）（略）

利用区分相互の土地利用の転換については、土地利用の不可逆性、生態系など自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどから、慎重な配慮のもとで、計画的に行う必要があります。

（2）（略）

（3）

持続可能な市土管理に関しては、地域において、総合的な観点で市土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と維持管理、再利用などを管理する視点や、市土利用の質的向上の視点等も踏まえ、地域の実情に即して柔軟かつ能動的に取り組んでいく必要があります。

上記の課題への対処に当たっては、都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用の促進を図るとともに、都市的土地利用と自

<p>然的土地区画整理事業の適切な配置と組み合わせにより調和の取れた土地利用を進めるなど、地域の特性を踏まえた上で、市土の有効かつ適切な利用を促進する必要があります。</p>	<p>然的土地区画整理事業の適切な配置と組み合わせにより調和の取れた土地利用を進めるなど、地域の特性を踏まえた上で、市土の有効かつ適切な利用に配慮する必要があります。</p>
<p>《P5》</p> <p>第2節 地域類型別の市土利用の基本方向 (略)</p> <p>なお、地域類型別の市土利用に当たっては、相互の関係性に鑑み、各地域類型を個別にとらえるだけではなく、各地域の特性を踏まえ、その機能を補完しあうことで、自然的及び都市的土地利用の調和を図る必要があります。</p>	<p>第2節 (略)</p> <p>(略)</p> <p>なお、地域類型別の市土利用に当たっては、相互の関係性に鑑み、各地域類型を個別にとらえるだけではなく、各地域の特性を踏まえ、その機能を補完しあうことで、自然的及び都市的土地利用の調和の取れた発展の推進を図る必要があります。</p>
<p>1 市街地</p> <p>人口減少や高齢化の進展等により、空き家等が増加し、全体としては市街地の拡大が抑えられることが予想されますが、低炭素型の都市構造や集約型都市構造等も視野に入れて、市街地における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要です。</p>	<p>1 (略)</p> <p>人口減少や高齢化の進展等により、空き家等が増加し、全体としては市街化圧力が低下することが予想されますが、低炭素型の都市構造や集約型都市構造等も視野に入れて、市街地における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要です。</p>
<p>《P7》</p> <p>第3節 利用区分別の市土利用の基本方向 2 森林</p> <p>市土面積の約85%を占めており、市土保全・水資源かん養など、現在及び将来の世代が森林のもつ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。</p>	<p>第3節 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>市土面積の約85%を占めており、市土保全・水資源かん養など将来の世代が森林のもつ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。</p>
<p>《P11》</p> <p>第2章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要</p> <p>第1節 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</p> <p>2 人口等の想定 <u>市土利用</u>に関して、基礎的な前提となる人口と</p>	<p>第2章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>2 (略) <u>市土の利用</u>に関して、基礎的な前提となる人口と</p>

<p>世帯数については、目標年次である平成32年において、それぞれ約58,000人、25,100世帯と想定します。</p> <p>4 利用区分ごとの規模の目標</p> <p><u>市土利用</u>に関する基本構想に基づく平成32年における市土の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりです。</p>	<p>と世帯数については、目標年次である平成32年において、それぞれ約58,000人、25,100世帯と想定します。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>市土の利用</u>に関する基本構想に基づく平成32年における市土の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりです。</p>
<p>《P20》</p> <p>第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>5 環境の保全と美しい市土の形成</p> <p>(1) 地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全を推進するため、風力・太陽光・バイオマス等の<u>再生可能エネルギー</u>を導入するなど、環境負荷の小さい都市構造やシステムの形成に向けて適切な土地利用を図ります。</p>	<p>第3章 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) 地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全を推進するため、風力・太陽光・バイオマス等の<u>新エネルギー</u>を導入するなど、環境負荷の小さい都市構造やシステムの形成に向けて適切な土地利用を図ります。</p>
<p>《P22》</p> <p>(7) 歴史的・文化的風土の保存、遺跡・文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行います。また、地域の特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、都市においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・<u>水辺環境の形成</u>、周辺の景観に配慮した誰もが親しめる憩いの空間づくりを推進し、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図ります。</p>	<p>(7) 歴史的・文化的風土の保存、遺跡・文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行います。また、地域の特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、都市においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・<u>水辺環境の形成</u>、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図ります。</p>
<p>《P24》</p> <p>7 土地の有効利用の促進</p> <p>【河川・湖沼・水路】</p> <p>治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生息環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人のふれあいの場の形成を図ります。</p> <p><u>また、三方を海に囲まれている地勢を活用した</u></p>	<p>7 (略)</p> <p>【河川・湖沼・水路】</p> <p>治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生息環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人のふれあいの場の形成を図ります。</p>

、海浜地域における親水空間の創造を図ります。

【道路】

積雪地域における消融雪施設の整備、道路緑化等を推進して、良好な道路景観・環境の形成を図り、交通の安全と円滑化を確保するとともに、道路空間の有効利用に資することとします。

また、原子力関連施設が集約している下北半島の現状に鑑み、原子力災害時における緊急避難道路としての機能の確保及び代替性のある道路網の確保等にも配慮することとします。

【住宅地】

居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。加えて、中心市街地における街なか居住の促進や住宅の長寿命化などによる持続的な利用を図ります。また、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努めます。

そして住宅地周辺の景観等を活用し、市民と協働して住民や訪問者が親しめる憩いのスペースを創っていくことにより、市土の有効利用を図るものとします。

【道路】

積雪地域における消融雪施設の整備、道路緑化等を推進して、良好な道路景観・環境の形成を図り、交通の安全と円滑化を確保するとともに、道路空間の有効利用に資することとします。

【住宅地】

居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。加えて、中心市街地における街なか居住の促進や住宅の長寿命化などによる持続的な利用を図ります。また、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努めます。